

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 転居費の算定方法を改めることにしました。
- 2 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)